

静岡県教育委員会

議事録

令和4年度 第13回定例
11月2日（水）

静岡県教育委員会教育長 池上重弘は、

令和4年11月2日に教育委員会第13回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|------|---|----|--------|
| 1 | 開催日時 | 令和4年11月2日(水) | 開会 | 13時30分 |
| | | | 閉会 | 14時30分 |
| 2 | 会場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 教 育 長 池 上 重 弘
委 員 藤 井 明
委 員 伊 東 幸 宏
委 員 小 野 澤 宏 時
委 員 天 城 真 美 | | |

事務局(説明員)	水 口 秀 樹	教育部長
	塩 崎 克 幸	教育監
	宮 崎 文 秀	参事(政策管理担当)
	本 多 伸 治	参事(学校教育担当)
	松 下 明 生	参事兼教育施設課長
	井 出 好 彦	教育総務課長
	山 下 英 作	教育政策課長
	大 澤 篤 篤	教育DX推進課長
	青 木 康 行	財務課長
	本 村 勉	教育厚生課長
	戸 塚 康 史	義務教育課長
	中 山 雄 二	高校教育課長
	高 橋 和 彦	特別支援教育課長
	近 藤 浩 通	健康体育課長
	藤ヶ谷 昌 則	社会教育課長
	室 伏 伸 明	静岡教育事務所長
	鈴 木 勝 則	静岡西教育事務所長
	松 下 和 弘	総合教育センター所長
	柴 雅 房	中央図書館長
	貝 瀬 佳 章	教育総務課参事
	小 林 三 奈 子	教育政策課人権・教員育成室長
	眺 野 大 輔	高校教育課人事監

4 その他

- (1) 第25、26、27号議案は可決された。
- (2) 報告事項は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の議事録の署名は、私のほか、伊東委員にお願いする。

【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
第 26、27 号議案は人事案件のため、非公開としたいが、異議はあるか。

全 委 員： 異議なし。

教 育 長： それでは第 26、27 号議案は非公開とする。

(天城委員挨拶)

教 育 長： 公開案件の審議に入る前に、10 月 21 日付けで教育委員に任命された天城委員から挨拶をいただきたいと思います。

天 城 委 員： 沼津市での P T A 理事をきっかけに P T A 活動に関わるようになり、10 年ほどになります。令和 3 年度に静岡県 P T A 連絡協議会の副会長となり、県の子育てに関する委員会にも出席するようになりました。地域では、小学校の読み聞かせや放課後子供教室のコーディネーター、コミュニティースクールのディレクター、また、小学校の登校時の見守りなどを行っています。P T A 活動から地域とのつながりを強くすることは、双方の意見交換の風通しを良くするため、これからの子供たちの健全育成に必須であると感じています。また、自身としては、子供たちに関わり、地域で育てていくことで、子供たちの自尊心を高めていきたいと思って活動しています。今回、教育委員の大役のお話をいただき、時間が経つにつれてその大きさに押しつぶされそうになりましたが、自分なりの P T A や地域での活動をもとに学んでいきたいと思っています。また、I C T 教育の推進、教員のなり手不足、多忙化についても、感じているところがあるので、多くの方々の意見を聞くことをまず第一とし、今後の教育について真剣に考えていきたいと思っています。

教 育 長： ありがとうございます。是非今後ともよろしくお願いします。

第 25 号議案 令和 5 年度静岡県立高等学校生徒募集計画及び静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則

教 育 長： 第 25 号議案「令和 5 年度静岡県立高等学校生徒募集計画及び静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則」について中山高校教育課長より説明願う。

高 校 教 育 課 長： <議案について説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

天 城 委 員： 少子化の影響が数字として現れている。学校の特色化と再編整備を同時に進めなくてはいけない。

教 育 長： 他に質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 本案について、原案のとおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

教 育 長： 第 25 号議案について、原案のとおり可決する。

報告事項1 文部科学省「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」静岡県公立学校の状況（調査結果の要旨）

教 育 長： 報告事項1「文部科学省「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」静岡県公立学校の状況」について、戸塚義務教育課長、中山高校教育課長、高橋特別支援教育課長より説明願う。

義務教育課長： <報告事項について説明>

高校教育課長： <報告事項について説明>

特別支援教育課長： <報告事項について説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 質問が2つある。1つ目は、生徒が教職員に対していじめや暴力をするケースが多くあると思うが、この調査の中では把握していないのか。

義務教育課長： 「1暴力行為の状況」（P8）の表の『対教師暴力』というところがあり、増加している。

藤 井 委 員： 2つ目は、全国と対比した資料はないのか。

義務教育課長： 公表されているのは全国分のため、示すことは可能である。

藤 井 委 員： 特に示す必要はないが、全国と比べて静岡県が突出するような点はないか。

義務教育課長： いじめの解消率は全国と比較して低いが、慎重に判断していることが影響しているのかと思う。この調査は基準がしっかり引けない調査のため、各県によって少し違いが出てくると思う。

藤 井 委 員： 全国と比べて本県が良いというデータはないか。

義務教育課長： 特段良いというデータはない。

伊 東 委 員： 「1暴力行為の状況」（P8）の表の『対人暴力』はどういったことをまとめたものか。

義務教育課長： 学校内ではなく、登下校中等、生徒でも教師でもない関係。そういった人間に対する暴力である。

伊 東 委 員： このような『対人暴力』は、学内での暴力事件と違って事件化することはないのか。例えば警察が入ってくるなど。

義務教育課長： 案件によって警察が関係してくることもある。

伊 東 委 員： 学外での暴力事件等はどういう形で把握しているか。

義務教育課長： この調査は学校に対して行っているため、数値は学校が把握している件数である。

伊 東 委 員： 学校はどうやってそれを把握するのか。

義務教育課長： 「警察からの連絡」、「地域からの情報」等によって把握している。

伊 東 委 員： わかっていないものいくつもあるかもしれないということか。

教 育 長： あくまでも学校が何らかの方法で認知した件数である。

小 野 澤 委 員： 「3 長期欠席（不登校等）の状況 （2）学年別不登校児童数」に小中学生の新規不登校者数の数値が記載されているが、高校の数値は把握しているか。

- 高校教育課長： 把握している。義務教育課、高校教育課、特別支援教育課で様式に違いがあるので、今後統一していく。
- 藤井委員： これだけのデータを集め、まとめる作業は大変だと思う。全国調査のため従わざるを得ないが、せっかくやるのであれば、ただデータを集めて資料として集計するだけではなく、そこから読み取れるものを分析し、改善の基にする必要があると思う。今回のアンケート結果を踏まえ、教育委員会として新たに対策を打つ手等を考えているか。
- 義務教育課長： 特に不登校が問題と考えており、民間のフリースクールと連携し、フリースクールに通う児童生徒がどんな学びをしているか等を把握していきたいと考えている。
- 藤井委員： 様々な施策が考えられると思う。せっかく時間をかけてデータを集めたので、改善の策を考えて実現させてもらいたいと思う。フリースクールについても、公的なフリースクールがあってもよいのではないかと思う。そういった側面から、様々な対策を柔軟な考え方で検討していただきたい。
- 教育長： 公的なフリースクールというものに含まれるかどうかはわからないが、支援センターに一時退避のような形で通い、学びを継続することは静岡県でもできている。その存在を不登校に陥った子どもや家族に周知していくことも必要かなと思う。
- 義務教育課長： 今年、各市町教育委員会の教育支援センターにICTで使えるような備品を購入しようとして計画している。はごろも教育研究奨励会にも御協力いただき、整備を進めたいと考えている。また、市町の教育支援センターと学校の間のように、校内に居場所をつくっている学校もあるため、そういった有効な事例を紹介していきたいと考えている。
- 藤井委員： 「民間のフリースクールがそれなりに活動をしているケース」、「公的な形でフリースクールに類似する対策が取られている地域」等、色々あると思う。問題は、不登校や長期欠席の児童生徒は、地域的に偏りなく満遍なくいると思うので、民間であれ公的であれ、対策が地域に関わらず施されている状態を追求しなくてはいけない。抜けの無いようにしていただきたいと思う。
- 高校教育課長： 高校教育課としても、不登校の未然防止として、静岡中央高校に「居場所カフェ」というものをモデル的に作り、不登校になりかけている生徒のための居場所をつくっている。学生やNPOの方が一緒に相談に乗るような場所ということで、効果的であると考えているため、同じような状況にある高校に広めていきたいと考えている。また、不登校の生徒に関しては、通常は教員が生徒の自宅等に訪問するが、スクールカウンセラーが訪問するというアウトリーチ的な対応を始めている。また、オンラインでの対応も可能と考えられるため、未然防止・事後対応の2つのポイントを押さえ対応し、好事例を他の学校にも広めていきたいと考えている。
- 特別支援教育課長： 特別支援教育課では、いじめについて、現在、関係機関との連携に

よってうまく解消できている部分もあるため、児童相談所、スクールカウンセラー、地域の福祉的な事務所、市役所の機関と連携してその児童生徒だけでなく、家庭支援的などころも含めて解決していける方向性を探っていければと考えている。

天城委員： いじめや不登校の問題は発見することが難しいと感じている。個人情報の問題があるため、地域やPTAが連携するにしても難しい状況がある。その問題をどう解決していくかということを考えながら取り組んでいただければと思う。

伊東委員： 直接本件についてというわけではないが、このような全国調査や県内の調査を整理し、調査をしなくても自然に集まってくるようにしなくては業務負荷が増えてたいへんである。県教育委員会として、IRのデータを集める仕組みを整理し、調査にかける労力を減らしたほうがよい。

教育長： 確かにこれはIRの基礎となるデータである。一方で文部科学省の調査項目は年によって変わる事もある。静岡県が自働的に集まるようにしておいたデータで、このデータが抜けているということが起こりうる。しかし、伊東委員の御意見にあったように、継続的に蓄積して他の指標とあわせることで分析していくことも大切だと思う。高等教育機関ではIRを使って経営戦略をしている。

教育DX推進課長： 確かにデータをいかに効率的に集めて使っていくかという観点が必要だと思う。学校に対する調査はある程度まとめ行っているが、静岡型LMSの検討を進めていく中でも、省力化できないか検討していきたい。

教育長： 他に意見は無いか。

全委員： (特になし)

教育長： 報告事項1を了承する。

報告事項2 令和5年度静岡県立特別支援学校高等部及び高等部専攻科入学者選考の実施

教育長： 報告事項2「令和5年度静岡県立特別支援学校高等部及び高等部専攻科入学者選考の実施」について、高橋特別支援教育課長より説明願う。

特別支援教育課長： <報告事項について説明>

教育長： 質疑等はあるか。

藤井委員： 外国籍の方も受け入れる前提で進んでいるか。

特別支援教育課長： はい、そのような形で考えている。

藤井委員： 特別支援学校は中高一貫校はないのか。

特別支援教育課長： 中高一貫校は現在ない。

藤井委員： あっても良いと思うが。

特別支援教育課長： 学校の中に、小学部・中学部・高等部とあり、義務教育と高等部教育と分けてあっている。その中で、これから高校生になるというところで、生徒の気持ちの切り替えというところも重要になってくるため、入学選考を行っている。2月に実施している部分については、生徒の様子を引き継いでいくにあたり、それなりの準備の時間が必要になってくるため、期間を空けていることもある。中にはそのまま高

等部へ行かずに福祉的な事業所へ行く人もいるので、節目ということで今は取り組んでいる。

藤井委員：説明は理解できるが、高校を出た後どういう人生を歩んでいくかということが大切であり、中高一貫で見守っていく体制があるほうが有効に作用することもあるかと思う。私は特別支援学校だからといって中高一貫は必要ないという結論をそのまま継続する必要はないのではないかと思う。

特別支援教育課長：御意見を参考にさせていただく。

教育長：他に意見は無いか。

全委員：（特になし）

教育長：報告事項2を了承する。

（会議の非公開）

教育長：会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

<非>第26号議案 静岡県いじめ問題対策連絡協議会及び静岡県いじめ問題対策本部の委嘱

※ 非公表

<非>第27号議案 教職員の懲戒処分

※ 非公表

教育長：以上で、本定例会の議事は全て終了した。
これをもって、令和4年度第13回教育委員会定例会を閉会とする。